

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月8日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆企業年金連合会規約における基本プラスアルファ部分の移換現価率について◆

基本プラスアルファ部分の移換現価率に関する平成22年度以降の取扱いについて、信託協会を通じて、以下のとおり企業年金連合会宛に確認をいたしましたので、ご連絡致します。

【確認した内容】

- 企業年金連合会規約に規定されている基本プラスアルファ部分の移換現価率については、現在適用されている経過措置(*)を延長せず、平成22年度以降は企業年金連合会規約の本則に基づいて、予定利率2.25%で計算した移換現価率が適用されることとなります。

(*)企業年金連合会規約の本則では、基本プラスアルファ部分の移換現価率を予定利率2.25%で算定した率としているが、平成22年3月31日までの間、経過的に代行部分と同一の予定利率を用いて算定した率とする措置。

以上

